

2019年5月29日

各 位

会 社 名 信 和 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 田 博
(コード番号:3447 東証・名証 市場第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 平 澤 光 良
(TEL. 0584-66-4436)

「第5回定時株主総会招集ご通知」の追加情報の補足について

当社「第5回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に、追加すべき情報がございましたので、下記のとおり補足させていただきます。なお、追加箇所には下線を付しております。

記

【訂正箇所】

招集ご通知 13 頁

(以下、次葉へ続く)

<追加前>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社 の 株 式 数
3	<p style="text-align: center;">あ ち わ と も こ 阿 知 波 知 子 (1984年 8 月 25 日生)</p> <p style="text-align: center;">新 任</p> <p style="text-align: center;">社 外</p> <p style="text-align: center;">独 立</p>	<p>2007 年 12 月 有限責任あずさ監査法人入所 2015 年 6 月 阿知波会計事務所入所 2015 年 11 月 あちわ社会保険労務士事務所 代表 (現任) 2017 年 3 月 あちわ行政書士事務所 代表 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) あちわ社会保険労務士事務所 代表 あちわ行政書士事務所 代表</p>	一株
		<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>阿知波知子氏は、略歴のとおり、公認会計士・税理士・社会保険労務士・行政書士等として財務・会計等に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しており、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を適切に実施していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>また、当社の定める独立性判断基準(5頁ご参照)を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担って頂けると考えております。</p>	

- (注) 1. 阿知波知子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 阿知波知子氏は社外取締役候補者であります。当社は阿知波知子氏が本議案において選任され就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 本議案において阿知波知子氏の選任が承認可決された場合には、当社と同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

<追加後>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">あちわ とも こ 阿知波 知 子 (1984年 8月25日生)</p> <p style="text-align: center;">新任 社外 独立</p>	<p>2007年12月 有限責任あずさ監査法人入所 2015年6月 阿知波会計事務所入所 2015年11月 あちわ社会保険労務士事務所代表(現任) 2017年3月 あちわ行政書士事務所 代表(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) あちわ社会保険労務士事務所 代表 あちわ行政書士事務所 代表</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 阿知波知子氏は、略歴のとおり、公認会計士・税理士・社会保険労務士・行政書士等として財務・会計等に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しており、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を適切に実施していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 また、当社の定める独立性判断基準(5頁ご参照)を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担って頂けると考えております。</p>	一株

- (注) 1. 阿知波知子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 阿知波知子氏は、過去に当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に在籍しておりましたが、以下の理由から当社は、同氏の経歴は当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しております。
 ・同氏は、同監査法人を2015年5月に退所後既に4年が経過しており、退所後は同監査法人の運営には一切関与していないこと。
 ・同氏は、同監査法人に在籍中に当社の会計監査に関与したことはなく、その他の直接的な業務提供の実績もないこと。
3. 阿知波知子氏は社外取締役候補者であります。当社は阿知波知子氏が本議案において選任され就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 本議案において阿知波知子氏の選任が承認可決された場合には、当社と同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以 上